

平成29年第2回本巢市議会定例会議事日程（第3号）

平成29年6月16日（金曜日）午前9時 開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 一般質問

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（14名）

1番	堀部好秀	3番	鏑本規之
5番	舩渡洋子	6番	臼井悦子
7番	高田文一	10番	道下和茂
11番	中村重光	12番	村瀬明義
13番	若原敏郎	14番	瀬川治男
15番	後藤壽太郎	16番	上谷政明
17番	大西徳三郎	18番	鵜飼静雄

欠席議員（3名）

2番	江崎達己	4番	黒田芳弘
8番	高橋勝美		

欠員（1名）

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	石川博紀
教育長	川治秀輝	総務部長	畑中和徳
企画部長	大野一彦	市民環境部長	森寛
健康福祉部長	久富和浩	産業建設部長	青木幹根
林政部長兼 根尾総合支所長	蜂矢嘉徳	上下水道部長	三浦剛
教育委員会 事務局長	溝口信司	会計管理者兼 会計課長	小野島広人

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	坪内重正	議会書記	杉山昭彦
議会書記	鈴木友理香		

開議の宣告

○議長（上谷政明君）

おはようございます。

議席番号2番 江崎達己君、議席番号4番 黒田芳弘君、議席番号8番 高橋勝美君、3名より欠席届が提出されておりますので、御報告いたします。

ただいまの出席議員数は14人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

撮影の許可について申し上げます。

議会中継及び議会だより編集のため、議場内において一般質問の場면을放送関係者及び議会書記が撮影することを許可しております。御報告いたします。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（上谷政明君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号3番 鏑本規之君と5番 船渡洋子君を指名いたします。

日程第2 一般質問

○議長（上谷政明君）

日程第2、一般質問を行います。

18番 鵜飼静雄君の発言を許します。

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

おはようございます。

今回も4点通告してありますので、順次お伺いをいたします。

まず第1番目は、乳がん検診の問題であります。

乳がん検診につきましては、国の指針、あるいは県の指針等で40歳以上が対象ということになっています。本巣市も40歳以上であります。

全国的な状況を見ますと、厚生労働省の資料によりますと、約3分の1が国の指針よりも下回って、30代とか、所によっては20代から検診を行っているという報告がなされています。

岐阜県内を見ますと、過半数の自治体が30代、所によっては18歳以上というところもありますけれども、いずれにしても過半数が40歳以上ではない対象の拡大を行って、乳がん検診を行っています。

こうした状況を見て、何で本巢市は30歳からにならないのかというような声も寄せられています。いろいろ調べてみますと、30代で乳がん検診を行うことについてのデメリットが幾つか指摘されています。マンモグラフィーによる検査は正確ではないとか、あるいはがんの疑いがあるというふうにされたときに、実際にはがんでなくても、そのことによって精神的な苦痛を受けることがあり得るというような幾つかのデメリットも指摘されています。けれども、そういう状況の中でも、県内では多くの自治体が30歳代から乳がん検診を行っているというのが実態であります。

隣の瑞穂市に参りまして状況を聞いてまいりますと、瑞穂市も30歳から乳がん検診の対象にしているわけですが、検査は超音波による検査ということと、それと、私が非常に意外といえますか、自分の想像よりも多くの方が受診をされているということがわかりました。せいぜい10%行けばいいのかなというふうに思っておりましたけれども、26年度で11%ほど、27年度で15%、昨年度は17%台ということを知りました。

これは、今、有名人が今は33歳になったんですか。乳がんにかかったということを公表して、そうしたこともあって、非常に関心が高まっているのかなという部分もありますけれども、いずれにしても30代であろうと乳がんがふえてきているのは事実であり、幾つかのデメリットがあっても、そのことを十分認識した上で、本人が熟知した上で、受けた人は受けていただける、そういう門戸を開いていくことが必要ではないかというふうに考えています。

そうした点から、本巢市においても乳がん検診の対象の拡大を考えてはどうなのかということをご提案したいというふうに考えています。お考えをお伺いします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

本巢市のがん検診につきましては、国のがん予防重点教育及び検診実施のための指針と岐阜県乳がん検診の精度管理のための技術指針に基づきまして、40歳以上の市民の皆様を対象にマンモグラフィーや超音波検査、視触診を行う検診を1人につき2年に1回のペースで実施しております。

対象年齢を40歳以上の女性とさせていただいておりますのは、国の指針にも我が国において40歳代の女性に罹患率が多い状況を踏まえ、40歳以上の女性を対象とするとされておりますことや、国立がん研究センターがん対策情報センターの資料によりますと、2011年に乳がんが診断されました7万2,472人のうち20歳代が278人で0.3%、30歳代は3,946人で全体の5.3%、40歳代は1万4,341人で全体の19.7%、50歳代は1万5,373人で全体の21.2%と40歳代から急増するとの報告等がありますことから、対象年齢は40歳以上とさせていただいております。

また、若い世代の乳がん検診は、先ほど議員も御指摘されましたが、乳腺濃度が濃く、マンモグラフィーの有効性が低いことや、擬陽性で不要な検査治療を受けることとなる不利益や精神的な負担が大きいことなどデメリットもございます。

しかしながら、議員からの御指摘にもありますように、30歳代の若さで乳がんの進行がんの闘病

中であることを明かした著名人の報道などを機に、近年、若い女性の乳がん対策に関心が高まっておりますことや、実際に30歳代の乳がんの罹患率が上昇傾向にありますことを踏まえまして、今後、対象年齢を拡大して実施してまいりたいと考えております。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今の答弁で結構です。最初に申し上げたように、受ける受けないのは個人のそれぞれの判断ですが、こういう危険性もある、デメリットもあるということをきちんと周知し、熟知してもらった上で本人が受けたい人は受けられるという門戸を開いていく、そういう観点からもぜひ拡大に早急に取り組んでほしいということを申し上げておきます。

それでは2番目ですが、国民健康保険の県単位化ということでございますが、これについては、昨年12月にも質問いたしました。そのときに県のほうが残念ながら具体的な方針、具体的な方向性というものは出していないという状況の中で、なかなか明確な答弁ができなかったというふうに考えています。

ただ、全国幾つかの都府県では試算の結果を発表したり、それぞれの自治体の国民健康保険の上部に対する納付金はどうなるのか、標準保険料はどうなるのかというようなことも試算を発表しています。岐阜県はそういったことが一切なされていないまま現在に至っているわけでありましてけれども、このまま行けば、本当に平成30年から県に一本化する。けれども、直前にならないと、一体自分たちの保険料はどうなるのか、また市にとっても、負担、分賦金はどうなるのかわからないというような事態になりかねません。今一体どういう状況になっているのかということをはっきりさせていただきたいと。もし、いまだ以前と同じような状況が続いているのであれば、県に対してどういう働きかけをしていくのかということも大切になってくるというふうに考えています。

そういう観点から、まず第1番目に、検討会が設けられ、第7回まで来ているんですかね。ことしの2月が第7回だったと思いますので、それ以降も当然何回かあったというふうに思いますけれども、ホームページでは7回までしか見られませんでしたので、それ以降のそういった検討会の状況等も含めて今どうなっているのか、まずお伺いしたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

それでは、県単位化に向けての現状、検討会の内容についてお答えさせていただきます。

国民健康保険の県単位化により、市町村は、被保険者の資格管理や医療費の支払い、保険税の賦課徴収などを引き続き行いますが、県は、医療費に相当する額を全額保険給付費等交付金として市町村に交付します。また市町村は、被保険者からの保険税を事業費納付金として県に納めるなど、

財政運営が大きく変わります。

岐阜県では、平成27年7月に国民健康保険改革対策検討会を設置し、事業費納付金の算定方法、標準的保険税算定方法の設定方法、標準的保険税収納率の目標の設定方法、標準保険税率の算定方法などを協議しています。また、下部に財政運営・保険料部会、市町村事務効率化部会を置き、医療に要する費用及び財政の見通しに関する事項、市町村における保険税の標準的な算定方法に関する事項、保険税の徴収の効率的な実施に関する事項、保険給付の適正な実施に関する事項、県及び市町村の国保事業の運営に関する方針に盛り込むべき事項を協議しています。

平成30年度に県が市町村に割り当てる事業費納付金の算定方法の協議には、昨年、国から示された算定方法のガイドラインに基づいて行われています。このガイドラインでは、市町村の年齢構成を考慮した国保加入者の医療費水準や所得水準に基づいて、事業費納付金の算定をすることを原則としていることから、負担金が多くなることも予想されております。このため、保険税が現行の保険税と比べて大きく変動しないよう、先ほどの検討部会などあらゆる機会を通して本巣市の意見を県に対して主張してまいりたいと考えております。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

要するに、今の段階でも12月にお伺いしたときと同じように岐阜県においても既に試算はされ、各自治体には届いているというふうに思っておりますけれども、その県が試算したものについてはまだ公表されていないというのが現実であり、その公表についても県が渋っているというような実態があるようで、検討会で具体的にどういう内容が話され、どういう方向に向かっているのか。少なくとも今の段階で、市にとって、また住民にとってどうなっていくのかということが全面的に明らかにされていないということが今の段階でもあるということが明らかになったというふうに思っています。

けれども、ことしの2月、瑞穂市で国民健康保険の運営協議会が開かれました。ホームページでございますけれども、その中で、平成28年12月の第1回目の試算では、国保事業納付金約14億円とシミュレーションされているということで、試算内容が国保の運営協議会で示されました。私もそれを見させてもらいましたけれども。ということは、多くのところでは、県の言うとおり議会のどこにも示していないけれども、具体的に示したところもあるというのが現実なんですね。であれば、市は市として、これからどうなっていくということを一刻も早く住民にも議会にもきちんと知らせていく必要があるんじゃないか。その中で、そういったことを踏まえて、まだ仮算定ですので、市としての、あるいは住民としてのいろんな意見を県に上げていく。そのためにも今どうなっているかということが明確にならないと上げようがないですね。だから、そういった点については一体どのように対応されているのか。

それとあわせて、2番、3番も関連をしますので、ちょっとごっちゃなるかもしれませんがけれど

も、今、保険料の問題を申し上げました。激変緩和しないようにという対応もされますわね。けれども、激変緩和をする期間というのは平成35年までの6年間ですね。6年過ぎたら、じゃあそれはどうなっていくのかというようなことについても論議されているだろうというふうに思います。

また、検討会において、中身はよくわかりませんが、第7回の検討会の主な発言が載っておりますけれども、その中では、県内のどこにいても、同じ所得であれば同じ保険料になるようにしていくべきではないかというような意見が出されています。同じような意見がほかにも出ておりますけれども、この都道府県一本化をするに当たっては、それぞれの都道府県内における市町村の状況が大きく異なるために、統一保険料については見送ったという経過があります。にもかかわらず、すぐこういう話が出てくる。よその都道府県の状況を見ても、何年か先には統一するんだというような意見が結構出ているんですね。そういったことは、一体どこまでどういうふうに話されているのか、わかりましたら伺いたいと思います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの再質問に対する答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

お答えさせていただきます。

まず試算結果の公表についてでございますが、平成29年2月に県の検討会において試算結果が報告されました。基礎データに誤りや推計方法にばらつき、現行制度を前提としており、29年度の推計値としては精度が低い状況であるため、県としては内部資料とし、今後の課題の改善に主眼を置くこととされました。

それで、2月17日に開催しました本市の国民健康保険運営協議会において、その指標を報告した上で、平成29年10月に仮係数での平成30年推計が出たときに協議をお願いすること、また新制度の動きにつきましては、今後の協議会で報告させていただくこととさせていただきました。

それから、標準保険料の関係でございますが、保険税の平準化についてでございますが、国保の都道府県化に伴いまして、本来なら、所得が同じであれば同じ保険税となるべきであると考えておりますが、県内市町村の年齢構成による医療水準、所得水準や医療サービスの地域格差がある現状を鑑み、受けられる医療サービスに見合わない保険税負担とならないように配慮することが必要であることから、県としては、当面市町村ごとの標準保険税を示すということで協議しているところです。今後、県が地域医療構想や医療費適正化計画等を通じて、将来的には保険税の標準化を打ち出してはどうかというような意見も検討会で出ております。

それから、激変緩和についてでございますが、まだ国において激変緩和措置の方法について検討中でありまして、具体的な検討に至っていないのが現状でございます。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

これは滋賀県の例ですけれども、滋賀県では、ここまで各市町村ごとのモデルケースを上げて保険料がどうなっていくかということをして全ての市町村について出したものですね。これをもとに、さらにそれぞれの市町村で自分たちの保険料が、今の仮算定のままだとどうなっていくかということをしてそれぞれ試算しているだろうというふうに思います。

だから、今説明されたように、今のあくまでも仮算定であり、それが不十分なものであるということをして前提にどこでも出しているんですね。だから、今の段階でせつかく県が仮算定して、今のままだとこうなりますよということをつくったわけですから、それを公表することに何ら問題はないというふうに私は思うんですね。

だから、そういった住民に対していろんなデータを公表することについても、単に内部資料として出したんだということではなく、やはりオープンにするということで、既にオープンしているところもあるわけですから、そういったことも含めて県に意見を申し上げていくべきではないかというふうに思います。その点についてのお考えをお伺いしたいということと、あと2番、3番も同じような状況で、今、負担金はどうなるかというのはなかなか言いにくいというか、言える状況では正直ないだろうというふうに思います。そういう点では、12月とほとんど変わっていないというふうに思いますので、そのことは結構ですけれども、いずれにしても、そういった問題も含めて、県に対してきちんと物を言っていくということが必要だし、対策会議の委員には、旧本巢郡では瑞穂市がなっていますね。本巢市は、ほかの部会の委員になっているということだと思いますけれども、でも、その部会でいろいろ発言されると同時に、全体会できちんと物を言えるような場を設けていく必要があるし、本巢市としてはこうなんだという意見を積極的に上げていって、可能な限り公表して、誰にもわかりやすいような状況をつくっていくことが今求められているというふうに思っています。その点についてのお考えだけお伺いします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの再質問についての答弁を市民環境部長に求めます。

市民環境部長 森寛君。

○市民環境部長（森 寛君）

公表についてでございますが、先ほどは2月の推計の関係でお話しさせていただきましたけれども、試算結果の概要でございますが、平成30年度からの1,700億円の公費の拡充とか、保険税緩和のための一般会計の繰り入れや繰越金等を見込んでいない状況での試算によりまして、1人当たりの保険税額の28年度と29年度の試算を比較した場合、100%を超える市町村のみで、また最高で127%、最低で63%というばらつきがあるということで、県も精度が低いということで公表には至っていないところでございますが、今後試算結果がだんだん精度がよくなってきますので、その折には公表を考えていきたいと思っております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

最後に申し上げるだけ申し上げておきますけれども、先ほど例に挙げた滋賀県でも、前例として先ほど言いませんでしたけれども、同じようなことが書いてあります。平成30年度以降に拡充される公費約1,700億円は含まれていない。保険料負担緩和のための一般会計繰り入れ等は含まれていないなど3項目書いてあります。だから、そういう前提でも今の試算ではこうなりますよということを知らしめているわけですね。それを参考にしながら、各市町村でまたそれぞれの試算をすると。そういうことによって、物事が一つずつ明らかになっていくというふうに言えます。だから、その点を踏まえてやってほしいということを申し上げておきます。積極的に会議では本巢市としての考え方を主張してください。

それでは、3番目に入ります。

3番目は、教員の長時間勤務への対応についてであります。

教員の超過勤務というのが話題になってもう随分になります。けれども、全国的に言えばなかなか改善が進んでいないというのが実態だというふうに思っています。

文部科学省の資料によりますと、平成18年と平成28年を比べると、むしろ勤務時間が増加しているという結果も出ています。この問題については、私も平成24年、そして昨年9月に質問をしてまいりました。特に昨年9月には、平成24年のときの答弁では、月80時間という過労死ラインを超える勤務実態が24%だったのが19%に減らすことができたというお話でございました。

本巢市としては、そういった形で、またそれ以降もいろんな取り組みをされているということは承知しておりますけれども、昨年9月に教育長がいろんな抱負を述べられた。それが新年度、具体的にどう進んでいくのかということについて、普通ならば3月にお伺いするべきだろうというところでしたが、校長が何人かかわられるということもあって、今回のほうがいいたろうということで、今年度以降の取り組みについてお伺いをしたいというふうに思っています。

まず第1番目には、改善に向けた取り組みというのが具体的にどう進められているのかということでございます。

○議長（上谷政明君）

3項目めの第1点についての質問を、教育長に答弁を求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

教員の長時間勤務改善に向けた取り組みについてお答えします。

まず本巢市の昨年度の教員の勤務状況についてですが、平成28年度11月の調査によりますと、小学校では1日当たりの時間外勤務が平均2時間32分、中学校では2時間58分でした。昨年度、9月議会にて回答させていただきました平成27年度の同様の調査では、小学校3時間13分、中学校3時間16分でしたので、小学校がマイナス41分、中学校マイナス18分となり、少しずつではありますが、改善が見られてきました。

各学校で校長が指導性を発揮し、会議の回数や時間を縮減したこと、教員が作成する掲示物や資料を簡素化したこと、さらに市といたしましても、各種支援員、指導員を配置したこと、研修や作成資料等の軽減を図ったことなど、学校と教育委員会が連携した取り組みによる成果が出てきていると思われます。また、多忙化解消アクションプランのモデル校を指定し、行事の見直しや研究の進め方改革などの事例を具体的に市内の学校に広めてきました。

しかしながら、まだまだ教員は多忙で、勤務時間の適正化は本腰を入れて取り組むべき課題と捉えています。

本年度は、教員の成績管理などに係る事務を軽減するため、本巣市独自の公務支援システムを運用してまいります。また、理科専門指導員、英語指導員の導入は、悩みながら授業の教材研究と準備をしていた教員にとって、その時間の短縮につながると感じています。このほか、退校時間を正確に管理した学校では、自己管理意識が高まり、残業時間が少ないという調査結果もあることから、学校においてもタイムカード制の導入を検討するとともに、ノー残業デーの取り組みも徹底していきたいと考えております。教員が心身ともに健康で、笑顔で、元気であることが子どもにとって何より重要です。今後さらに夏季休業中の学校閉庁日とか、夜間の電話の受け取りを控えることなども検討してまいりますので、保護者や地域の皆様にも教員が置かれた立場や状況を御理解いただき、御支援、御協力をいただければと考えております。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、教育長が答えられた教職員の多忙化解消アクションプランの中に、幾つかの具体的なアクションが6項目書かれています。この中に、教職員の元気が子どもの元気にということが書いてありますね。もちろんそうだと思うんですね。教職員の一番の仕事は、やっぱり子どもと向き合うことだと思うんですね。そのための時間を保障するというのが非常に大切だというふうに思いますが、今、教育長から話がありましたように、なかなかそうばっかはなっていない現実があると。それをどう解消していくかということで、今、指導書の取り組みについて説明いただきました。

そのことについて、ぜひ積極的に進めていただきたいということ、これを読んでおまして、ちょっとどうなのかなというふうに思ったことがありますので、ひとつ教育長のお考えをお伺いしておきますが、ノー残業デー、県では例えば8のつく日をとっているのを見ています。ノー残業デーをつくるというのは非常にいいと思うんですけども、かといって、残業をやらなかったから仕事が減ったというわけではないんですね。その仕事が次の日に繰り越される、あるいは家への持ち帰りになっては何の意味もないのではないかという気もしないわけではないんですが、その点はどうお考えなのかなということと、もう一つ、これは参考までに申し上げるんですけど、このアクションプランに基づいて、これを実践した例が県内では幾つかありますけれども、その一つ、下呂市のある小学校の例を見ますと、3年ほど前だと思いますけれども、いろんな取り組みをした結果、

その年の11月以降は月80時間の時間外勤務はゼロになったという報告もございました。それがいつまで続いているかわかりませんが、いずれにしてもこうしたことを積極的に取り組むことによって、前進が見られたという報告が幾つか納められています。

本巢市においても先ほどモデル校を指定してというふうに言われまして、糸貫中学校でしたかね、24年に指定したのは。だから、そういったことも踏まえて、積極的に解消できる部分は解消し、改善を図ってほしいというふうに思っています。

先ほどの件についてのお考えだけお伺いしておきます。

○議長（上谷政明君）

ただいまの再質問に対する答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

今、ノー残業デーの位置づけについて御質問いただきました。

このことにつきましては、早く帰る日を位置づけるだけでは全く改善はなされないというふうに考えています。つまり、教員が行う仕事、その軽減を図らねば、このノー残業デーの位置づけは意味がないというふうに考えております。

そういったことから、本年度考えたのが、例えば先ほど話した理科の指導員、理科の準備をする時間は本当に非常に教員は長い。それを試算などの部分から理科の実験はこうやってやるといいというふうなことを適切にアドバイスをもらったり、その準備を手伝ってもらえるような指導員を位置づける、そういう短縮。さらには、公務支援システムを位置づけたことも、成績処理とか通知表から指導要録、高校入試の調査書、そういったものをそれぞれそのときにつくっていたものを、支援システムなどを活用することで、そのデータがそちらへすぐ活用できるような、そういったことをやることでノー残業デーの意義があるというふうに考えております。

もう一つは、やはり教員は、どこまでやればいいのかという線がない。ですから、教員の中にも心の中で例えばめり張りをつけるとか、きょうはスイッチを変えてリフレッシュするとか、そういった意味づけもノー残業デーにはあるというふうに考えています。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

結構でございます。そういう形で、実態のあるノー残業デーも含めた改善を進めてほしいというふうに思っています。

その2番目ですが、部活動のあり方の改善も当然必要だというふうに考えています。これも昨年お伺いいたしました。まずこれについての今の段階での考えをお伺いします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

今後の部活動のあり方についてお答えさせていただきます。

勤務実態調査によりますと、中学校の教員は土曜日、日曜日の1日平均1時間18分の部活動指導に当たっています。この数字はあくまでも平均であり、実情を具体的に見ていきますと、ゼロ時間の教員から5時間を超える教員まで、中学校や個人によってかなり状況が違っているのが現状です。これまで先生方の負担軽減という趣旨から、社会人指導者を委嘱し、教員がいなくても活動ができる配慮や複数顧問を配置し、交代で指導できる体制を整えるなど、部活の指導の時間は改善されつつあります。

本巢市の中学校は、社会人指導者を多く活用した活動や地域スポーツクラブとして位置づけた活動、さらには部活動顧問だけの活動など、それぞれの地域性により運営形態がさまざま、さらには、学校規模等による部活動の参加人数や部活動の数、教員数も違いますので、一律の指針を今示すということはちょっと困難に状況にあるというふうに考えております。

加えて、部活動が多くの子供たちの活躍の場であり、生きがいになっていることは事実ですし、成長期にある中学生にとっての教育的意義の大きさも教員も保護者も強く感じているところです。部活動を通して身につけたことや、ともに過ごした仲間、指導してくれた先生がその後の人生において大きな意味を持つこともあります。ですから、部活動指導から全く教員を外していくということは難しいと考えています。

これらを踏まえて、原則、県の部活動指導指針をもとに、4つの中学校の実情に応じて、社会人指導者のさらなる配置や退職教員の活用、部の数を見直して、複数顧問の配置拡充などを進めるとともに、中学校の2学期制の仕組みを生かした部活動指導の軽減についても研究してまいりたいというふうに考えています。

今後も校長会と連携を図り、教員が家庭で過ごす時間を確保できるよう体制を整備していきたいと考えております。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

教員の超過勤務の解消という観点から部活動の問題を申し上げておりますけれども、でも、部活動も単に今、教育長が言われたように、それだけの問題ではなくて、子どもの問題でもあるし、保護者の問題でもあるということから、教育委員会がこういう方針でやりますよと単純に言えるものではないということは当然のことだというふうに思っています。そうした中でも、教育委員会として、あるいは学校側との協議の中で、さらには保護者も含めた対話の中で、いい方向を生み出していくことが必要だというふうに思っています。

このアクションプランの中でも部活動のあり方の改善というのが出されています。部活動の休養

日の完全実施によるゆとりの創出とか、先ほど外部指導者とか複数顧問制とか、教育長から言われたような内容がアクションプランにも、あるいは部活動の改善指針にも触れられています。そういったものに基づいて改善を部関係者と協議しながら進めてほしいというふうに思いますが、ついでですけれども、多忙化解消に向けた学校のセルフチェックシートというのがございますが、その中で特に部活動の部分だけを見ておりますと、このようにございますね。

項目としては、ノ一部活動デーを設定し、例外なく実行している。土・日曜日に活動する場合でも、午前、あるいは午後の活動となるよう配慮している。そのほか、教育長が言われたようなことでありますけれども、こういったノ一部活動デー、あるいは土・日に活動する場合の活動時間のあり方ですね。そういった点についてはどのように考えておられますか。

○議長（上谷政明君）

ただいまの再質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

今、部活動の具体的な進め方について御質問をいただきました。

少し私の考えを述べさせていただきたいと思いますが、国も県も、今部活動の見直しがやや教員の勤務という側面が重視され過ぎで、そこから部活動というものを見詰め指針を出していると感じます。先生がおっしゃられたとおり、私も部活動の主役は生徒そのものであり、やはり子どもの生活を見詰めて部活動の指針というものも教員の勤務とあわせて考えていくべきではないかなというふうに考えています。

生徒にとっての部活動というのは、本当に人生で学ぶべきほぼ全てのことをいろんな形で学んでいくと思うんですけれども、そういった意義を考えれば、少な過ぎてもそういう価値は身につかないだろうというふうに思います。しかし、行き過ぎた指導とか、長い時間やり過ぎということは大きな心配があると。心配を3つ言うと、成長期にある中学生にとって、けがなどが生じてくると。スポーツ障がい発生、やり過ぎで、その種目とかスポーツが嫌いになってしまう。これはバーンアウトというんですけど、燃え尽き症候群。さらには、疲れ果てて勉強ができない、ほかのことを行う時間がない。つまり、生徒のバランスのとれた生活やさまざまな成長の確保ができないと、こういった影響もあるだろうと。長くやることは、そういう心配もあるし、教員の多忙につながると。こういった観点から、私は今、めどとして示していくならば、1週間に1日、もしくは2日の休養日は必要であろうと考えますし、試合などで土曜、日曜の活動を行ったら、月曜日は休養にするべきだと。さらには、平日の活動時間は2時間程度まで、土曜、日曜の休日は3時間から4時間程度が望ましいのではないかとこのように考えます。

私自身は、経験の中でもこの時間を感じますが、ちょっと古いですが、文部科学省が平成9年の12月に運動部活動のあり方に関する調査報告書を出しました。その中に、休養日等の設定例という形で、大体私が今述べたような内容でその例を示しています。そういったことを踏まえつつ、部活動に対する思いというのは、それぞれの地域や学校、また部によっても、そして保護者、生徒によ

っても違うと思いますので、こういったことを踏まえて、話し合いの場を持つなどして、納得した上である程度の活動の方向を出していきたいというふうに考えています。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

結構でございます。最後に言われたいろんな話し合いを通じて、それぞれの学校ごとにそれぞれの部ごとに、どういう方向で行くかというのは納得づくで進めていくことが必要だと思っています。

それでは3番目ですが、学校における労働安全衛生管理体制についてでございます。

これについては、一般の職場、また市役所においても当然ながら、安全衛生管理体制というのがそれぞれ整えられておるわけでありますけれども、学校における労働安全衛生管理体制の整備のためという文書が、これは平成24年で最新ではないのかもしれませんが、いずれにしても出ています。

これによりますと、学校の教職員が49人以下というところにおいて、50人以上になると全く体制が変わってきますので、とりあえず49人までの学校としては、衛生推進者を置くと。あるいは学校における面接指導体制の整備を行うということになっておりますけれども、統計を見ますと、衛生推進者の専任率については、中学校で88.7%、小学校で90.2%とまあまあ行っておりますけれども、面接指導体制の整備状況については、中学校62.2%、小学校62.5%という全国的な状況であります。

特に今回この問題を取り上げましたのは、教員の超過勤務の中で、これは随分になりますけれども、精神疾患に陥る先生が大分ふえてきたことも20年ぐらい前に盛んに言われましたね。私もそういった例を目の当たりにしてまいりましたけれども、それが全てこのせいだとは言いませんけど、でも超過勤務も大きな原因の一つになっているということは間違いないだろうというふうに思っています。それなりにメンタル面でのカバーをしっかりしていくことが必要です。これもアクションプランの中にそのことが明確にうたっております。教職員のメンタルヘルスキアの充実ということで3項目ございますが、こういった点を充実するためにも、それぞれの学校における労働安全管理体制の整備は急務だというふうに思っておりますが、現状ともし不足している部分があれば、今後どうするかというようなことも含めて御答弁いただければと思います。

○議長（上谷政明君）

3点目の質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

学校における労働安全衛生管理体制についてお答えします。

本巢市の小・中学校においても、労働安全衛生法に基づき、労働安全衛生管理体制の整備を進めています。市内全学校が教職員10名から49名ですので、それぞれの学校で衛生推進者を位置づける必要があります。多くの学校においては、衛生推進者としての役割を養護教諭が担い、学校を巡回

し、空調設備などの施設設備、温度、採光などの環境衛生、そして、教職員の勤務実態などを点検し、問題があるときは管理職と相談し、所要の措置を講じています。

疲労の蓄積が認められる教職員や健康への配慮が必要な教職員については、健康診断の結果や養護教諭の意見を参考にしつつ、管理職が年に計画的に4回実施する面談などを中心として十分に配慮し、心身両面にわたる健康管理と健康指導を行っています。

今後は、学校医など関係機関と相談をさせていただきながら、面接指導についても検討していくとともに、各学校の労働安全の取り組みを推進する本巢市総括安全衛生委員会、仮称でございますが、を教育委員会で立ち上げようと考えております。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

結構でございます。この問題については、今回初めて取り上げましたので、ぜひ今答えられた方向で進めて、もし何かがある場合に、一日も早く早期発見が大事ですので、対応できるような体制づくりをお願いしたいというふうに思っています。

それでは、最後に4番目のまちづくり条例について伺います。

このまちづくり条例については、一昨年6月、そして昨年の6月と毎回6月議会に質問してまいりました。一昨年の6月議会でも、まちづくり条例を制定する方向だけでも、そのための準備としていろんな取り組みをしていきたいと、あるいは取り組みをしているという答弁をそれぞれ得てまいりました。そのことについては後ほど述べられると思うので省きますけれども、そうした2年間の検討状況と今後の見通しについて、あるいは今後の思いについて、まず伺います。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

まちづくり条例の制定に向けたこの間の検討内容、進捗状況、今後の見通しについての御質問でございますが、昨年の一般質問でお答えしておりますように、市民協働の拠点となるサポートセンターの整備に向けた検討を優先的に行っているところでございますが、これもまちづくり条例制定に向けた一つのステップとなる取り組みでございますので、これまでのまちづくり推進委員会における取り組み状況につきまして、まずはお答えさせていただきます。

これまでにまちづくり推進委員会におきまして、まちづくりの拠点となる施設の先進地視察を行うなど、サポートセンターの整備に向けた検討を重ね、昨年11月に本巢市市民協働サポートセンターの設置に関する提言書を市長に提出をいただいたところでございます。

今年度の取り組みといたしましては、この提言を受けまして、市では、今年度から提言書の内容

を具現化するために、まちづくり推進委員に社会福祉協議会やまちづくりを担っていく若い世代、子育て世代、市の産業振興を支えていく商工会など人材育成にも主眼を置いたより幅広い分野の市民の方に加わっていただき、幅広い視点で建設的な検討を行っていただいているところでございます。より市民にマッチしたまちづくり条例にするためにも、まずは市民活動を活発化させるための環境をしっかりと整え、市民協働の意識を高めることが重要であり、サポートセンターの整備を最優先事項と考え、まちづくり推進委員会におきまして協議を進めていただき、サポートセンターの早期設置を目指してまいります。また、そういう中でできるだけ早い時期にまちづくり条例の制定に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

なお、このまちづくり推進委員会での検討とは別に、私ども担当課といたしまして、まちづくり条例の制定に向け、以前、議員から御紹介のありました越前市の例でありますとか、静岡市の例、こういったものを含め、資料収集を行っております。今後は課題の整理やまちづくり条例の案といったような、こういった作業にも取り組んでまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

今、答弁にありましたように、まず環境づくりをしっかりとやって、その上でできるだけ早く条例化したいということですが、そうした答弁についても昨年も基本的に同じような答弁だったというふうに記憶しています。取り組みの状況はこの1年で進んだ部分も当然ありますけれども、こうした条例などをつくっていく場合に大事なものは、1つは、今言われた環境づくり、その前提をしっかりと固めていくということですが、同時にスピードと、いつ、どこをめどにやっていくかという目標も大事だというふうに思うんですね。できるだけ早くというのは、結果的に早いかもしれんし遅いかもしれないという話になってしまいますので、例えば来年度に向けて進めたいとか、再来年度に向けて進めたいとか、そういう目標については明確にする必要があるというふうに思っていますが、いかがでしょうか。

○議長（上谷政明君）

ただいまの再質問についての答弁を企画部長に求めます。

大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

条例の制定時期を具体的にしっかりと目標として持つべきではないかと、こういった御趣旨の御質問でございますけれども、先ほども御答弁申し上げましたように、まずはしっかりと市民協働が実践できる環境を整えることを最優先として進めておりまして、その進捗状況を見定めた上で、次のステップとして条例制定に向けた議論を展開していくべきであるというふうに考えておりますので、あくまでも目標といたしましては、そういった機が熟するための取り組みを進めつつ、今後余裕

を持ってということでは決してございませんけれども、先ほどの答弁と同じ形で恐縮でございますけれども、できるだけ早い時期に一生懸命取り組んでいきたいということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。

[18番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鵜飼静雄君。

○18番（鵜飼静雄君）

余り時間がありませんので、一言最後に申し上げたいと思っておりますが、十分やって、その状況を見定めながら目標を定めるという方法もありますけれども、目標を定めて、それに合わせて取り組みをどう強化していくかということもあるんですね。だから、どちらをとるかということだというふうに思いますが、もう何年もたっているわけですね。きのう、きょう言った話であればそうだというふうに思いますが、だから、もういろんな取り組みを進めている。さらにやるという方向も出ていると。であれば、それを1年後、2年後に定めて、それに合わせて、今言われたようないろんな取り組みをどう進めていくかということでやったほうがより進むと思うんですね。それぞれの職員にしたって、あるいは関係者にしたって、行き先がわかっている。それに合わせて、自分らはどうしようということがさらに具体的になってくるというふうに思います。そのことについては、きょう答弁をもらおうとは思いませんけれども、そのことも踏まえて、これからの取り組みの中で早くめどを立ててほしいというふうに申し上げて、終わります。以上です。

○議長（上谷政明君）

続きまして、1番 堀部好秀君の発言を許します。

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

おはようございます。

議長にお許しをいただきましたので、通告に従って質問をさせていただきます。

1つ目として、全国学力テストについてお聞きします。

日本の学生の学力低下が問題視され、2007年から小・中学生の最上級生を対象に全国学力・学習状況調査、いわゆる学力テストが復活して行われております。今年度は4月18日に小学校6年生、中学校3年生を対象に、国語と算数・数学の2教科が行われております。

学力テストとは通称になっておりますが、正式名称どおり、学習生活環境のアンケート調査も同時に行われております。

以前にも先輩議員が質問されましたけど、そのときは教育長さんがかわられましたので、川治教育長さんの考えをお聞きしたく今回質問させていただきます。

このテストでは、結果が出るのが9月や10月ということで、実際にテストをした学生に反映しにくいのではないかと。また、学校の格付がされてしまう。先生の負担がふえるなどの問題提起もされておりますが、それでも平成28年度の結果を見てみますと、グループ学習が積極的に行われている学

校が正答率が高い傾向にあるとか、また校長のリーダーシップのもと、組織的、継続的に学内研修が行われているとか、そんなような報告もされております。

また、10年間の経過比較もされておりましたけど、近隣の小・中学校と連携している学校がふえたとか、学習規律が高いほど正答率が高い傾向にあるとか、また学力の底上げが行われてきて、各県の正答率の学力が平均化されていたとか、そんなような報告もされております。各学校とも分析結果をもとにそれぞれ学校のほうで対応してきたものと思っております。

2007年当時は参加を見送った公立学校もありましたけど、今では公立の小・中学校100%参加ということになっておまして、当然本巢市内の小・中学校も全校参加しております。このテストに参加する目的、または調査結果に期待していることがありましたら、お聞かせ願います。

○議長（上谷政明君）

1項目めの第1点についての質問に対する答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、全国学力・学習状況調査についてお答えをします。

本巢市においても全小・中学校で全国学力・学習状況調査を行っています。実施の目的は、各学校の教育の状況、特に学力やそれにかかわる学校や家庭の生活の状況を全国的な状況との関係において把握・分析し、学校の教育指導や子どもたちの学習改善に結びつけることにあります。

具体的には、特に次の2つのことが大切であると捉えています。

まず学校の大きな役割の一つであります子どもたちに確かな学力を身につけること、ここに役立っていきます。特に学力調査では、必ず身につけておかねばならない内容、実生活で不可欠な内容などの知識・技能と、それをさまざまな場面で課題解決に生かす活用の両面から、その状況を把握・分析し、授業改善などに結びつけます。また、個々の定着状況もわかりますので、その定着が十分でない子への指導や苦手部分の補充的な学習に結びつけることが大切です。

2つ目は、ペーパーテストとともに生活習慣や学習環境に関する質問紙調査を生かすことです。学校や自分の生活への正直な思い、勉強の好き嫌い、家庭での学習時間や生活など子どもたちの学力・学習、そして生活の状況を多面的、多角的に把握・分析することで、子どもたちの学校や家庭でのあり方や教師自身の指導援助のあり方を見直すものとしての活用を考えております。以上です。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

学力テストの結果を各学校にそのまま反映させることができるということを期待してみえると思いますが、2番目の質問に移ります。

本巢市内の小・中学校の学力分析、これはどのように判断してみえるのか、答えられる範囲で結

構ですので、教えてください。お願いします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、全国学力・学習状況調査の学力分析についてお答えをさせていただきます。

この調査は、あくまでも学力の一部を評価していることにすぎないこと、また点数の比較が過度の競争を招く心配があることなどを十分御理解いただいた上で、その分析についてお答えをさせていただきます。

教科に関するペーパーテストでは、主として、先ほど申しました知識に関する問題と活用に関する問題が出題されています。本巢市の結果は、小・中学校ともに県平均よりややよい状況にあります。昨年度の本巢市の結果と比べますと、小学校は国語の活用を除く国語の知識、算数の知識・活用に改善が見られます。算数の正答率は県平均を上回る全国平均、それ以上で、ここ数年その傾向にあります。

中学校も昨年度より国語、数学の知識・活用とも大幅な改善が見られ、全国平均や県平均以下であった正答率が全てそれらを上回ってきました。

また、以前に比べて記述式などの問題の無回答率が減少し、諦めずに問題に向かう子がふえてきたことも特徴の一つです。

これらの結果から、小学校では特に知識の定着が見られ、中学校へ進むと、知識より活用のほうが高い傾向が見られます。学校においては、基礎的、基本的な知識、技能を身につけさせた上で、課題解決型の授業や主体的、対話的で深い学びがある授業、こういったものが展開されていると捉えることができます。

〔1 番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1 番（堀部好秀君）

私も国語と算数・数学の2教科、時には理科も入るようですが、その二、三教科だけで学力全部を判断するのはちょっと難しいなということも思っております。本巢市の2教科だけでも学力分析がやや高いということで、ちょっと安心はしておりますけど、この分析結果を現場にどのように反映していくかということですけど、先ほども苦手な教科のところを見つけて、重点指導していくというようなお答えもありましたけど、また勉強習慣、生活習慣、これもアンケート調査を見てみますと、就寝時間が早くなったとかというような調査結果も出ております。そのような生活習慣の改善にもつながっているのではないかなというふうに思っております。

この分析結果を現場にどのように生かしていくのか、改めて教育長さんのお考えをお聞かせください。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

それでは、分析結果の活用についてお答えをさせていただきます。

本巢市では、教育センターが学力・学習状況の把握、分析を進め、その傾向や改善策を教員研修や所報の「本巢の学び舎」などで、各学校及び全ての教職員に示しています。昨年度は特に教員の指導の充実や家庭学習の改善などについて発信をしてきました。

これらを受け、各学校においても、全体及び自校の傾向から、授業改善などを行っています。特に課題が見られた領域については、その単元の授業を見直し、授業の流れや内容を変えて丁寧に進めたり、補足的な復習の時間を設けたりしました。電子黒板やデジタル教科書を意図的に活用し、学習意欲を喚起させる授業も多くしました。さらには、朝学習の工夫・改善、夏休みの自主授業などの実施などの取り組みも行っています。

また、先ほど申し上げたとおり、この調査からは個別の学習状況も把握できますので、本巢市では特に基礎学力の定着が十分でない子に対する指導を充実させています。小規模校の3校を除き、各学校では、習熟度別少人数指導を実施し、少人数できめ細かく教える体制を整備しました。さらに、学習支援、生活支援が個別の指導に当たっています。

学力調査と同時に、質問紙による調査もあわせて行われていますので、それも十分に活用していきたいと。成績上位県とよく言われる秋田県などがありますが、秋田県などちょっと比較をしてみますと、学習塾へ通っている割合が本巢市は高く、その割に中学生になると、テレビの視聴時間、ゲーム、スマートフォン、こういったものの利用時間が増加する傾向にあります。家庭学習の内容もやや宿題を中心としたものになっているという傾向が今あるということです。つまり、秋田県では、学びの多くを予習・復習などの家庭学習が担っているのに対して、本巢市では、学習塾が学びの多くを担っていると推測されます。

このことから、今後、主体的で計画的な家庭学習の充実を図る必要があると考えています。また、私が一番気になっていることは、自分にはよいところがあると思いますか、将来の夢や目標を持っていますか、学校に行くのは楽しいと思いますかなどの項目です。それらを成績上位の秋田県などと比較してみますと、かなりの差異が見られるというところですが、日常生活においても、自己肯定感を育む指導を工夫してキャリア教育にも取り組んでいるところですが、これらの項目は学力向上にも大きな影響力を持っています。現在進めている取り組みのより一層の充実を図るとともに、今後明らかになる本年度の調査結果も踏まえつつ、詳細な分析を行い、本調査の目的である教育の質の向上に結びつけていきたいと考えています。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

やっぱりいい点があれば悪い点もあるということで、先生方の負担がふえて大変だなということを感じております。

平成28年度の結果を見ると、学内研修をしている学校が正答率が高いというようなこともありましたけど、きのうもきょうも教育長さんの答弁で研修を減らしているということもお聞きしておりますし、また理科や英語の専門指導員を配慮しているということで、それで子どもさんの学力が上がれば、これはこれでいいと思っておりますので、先生の負担も考えつつ、またこういう成果を今後の学力の向上に生かしてほしいと思っております。

こういう学力テストがあつて、また10年経過して10年比較されておりますけど、こういう正答率がよくなったとか、グループ学習の成果が出ているとか、こういうお話を聞くと、じゃあ10年前の生徒さんは、そのときの教育しか受けていないわけですし、どうなのかなというふうに思っています。

私が大学受験のときは、今で言うセンター試験、共通1次試験の元年でありまして、大学の受験システムが大きく変わりました。毎年、このセンター試験の見直しが行われ、また次年度に向けて大きく変わるようですけど、じゃあ一番最初に受けた我々は何だったのかなというふうにいつも思っています。

また、うちの子どもたちは、ちょっと前のゆとり教育のちょうど2人とも世代でして、本人が望む望まないにかかわらず、ゆとり世代というふうに呼ばれてしまう、こういうことも教育行政は継続行政であつて、その時々の子どもは一遍しかかかわれないし、なかなか難しいところがあるなあというふうに国の政策のほうを見ておりますけど、そんなことで次の質問に移らせていただきます。

それで、今は国の方針でそれぞれの教育の特色を生かせる時代になりました。

6月の広報にも載っていましたが、昨年度行われました科学の甲子園、これで岐阜の岐阜高校が全国制覇しておりまして、その中には本巣中学校の卒業生の方が2名いるということも載っております。また本巣市は、世界的な数学者、高木博士が出生された地でもあり、それにちなんで算数・数学甲子園を開催し、算数・数学に力を入れていますが、今年度からは専門指導員を配置して、理科にも力を入れておられ、さきに紹介し先輩方もおられますし、理数系に強い市となるのかなというふうに期待をしておるところであります。

全国学力テストの試験科目としては、算数・数学は毎年行われていますし、さきにも申しましたが、算数・数学は本巣市としても力を入れている教科の一つとなっております。

今年度から「数楽校」が開校され、6月25日、秋山仁先生の数学校開校記念講演会も行われる予定であります。今年度の算数・数学への取り組み状況をお聞かせ願えればと思いますので、お願いします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

算数・数学にかかわる本年度の取り組み状況についてお答えをさせていただきます。

本年度は、数学のまち本巣市として、さまざまな取り組みを進めてきております。

まず学校におきましては、全ての児童・生徒が算数・数学への興味・関心をより一層高め、確かな学力を身につけていくために、算数・数学甲子園などとリンクさせ、教科の本質に迫ったユニークで解きごたえのある問題を関係単元で位置づけ、解けたときの喜びとか楽しさを味合わせ、学びの世界を広げていきたいというふうに考えています。

さらに各学校では、算数・数学が苦手な子に対して、先ほど申し上げた習熟度別少人数指導、そして個別指導を進め、基礎学力の向上を図ってまいります。

また、これまでの算数ウオークラリーや算数・数学甲子園といった授業に加え、力のあるすぐれた素質のある子どもたちを伸ばすという意味からも、算数・数学検定の合格を目指した「算数・数学検定楽校」、さらには算数オリンピック大会や本巣市算数・数学甲子園で優秀な成績を目指す「ジャンプアップ楽校」も開校してまいります。

その開校式を6月25日に行っていくわけですが、「算数・数学検定楽校」につきましては、30人の定員の予定でありましたが、小学校1年生から中学校3年生に至る121人の申し込みがありましたので、岐阜工業高等専門学校、さらには岐阜第一高校とコラボして、その全員を対象にして講座を開設することといたしました。

今後、このような取り組みを充実・発展させ、子どもたちの算数・数学の力を高めるとともに、あわせて他の分野においての才能開花、能力伸長にも結びつけていきたいと考えています。一人一人の子どもたちが自分のよさや持ち味に気づき、伸ばしていける本巣市の教育をつくり出していきたいというふうに考えています。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

「数楽校」の申込者が大変多いということで、子どもさんたちが楽しく算数・数学を学んでくれるといいなあということも思っておりますし、理数系を目指すお子さんが余り多くないというふうにお聞きしております。本巣市からはたくさんの子が理数系を得意としてこれからも頑張ってくれるといいなあというふうに思っております。

それでは、次の質問に移らせていただきます。

公用車のドライブレコーダー設置についてお伺いします。

ドライブレコーダーとは、万が一の事故のときに車両に取りつけた画像記録装置によって、客観的な検証に寄与でき、自己防衛に役立つとされている機器の総称です。

知り合いが信号のある交差点で直進をしているときに、もちろん青信号で入ってきたんですけど、左側面からぶつけられたそうです。事故の相手と話をしていると、相手の方も青だというふうに主張されたというようなお話を聞きました。そういうことが実際にあるんだなあというふうにお聞きし、私も正式な証拠にはならないというふうには聞いておりますけど、自己防衛のためにドライブレコーダーを自分の車につけております。

最近では、このドライブレコーダーの自己防衛のためだけではなく、事件解決のほうにも使われております。昨年12月、瑞穂市でひき逃げ事件がありましたけど、そこをたまたま私の息子が車で通ったようでして、どこかのお店の防犯カメラに映っております。警察のほうからドライブレコーダーを積んでいなかったかというふうな問い合わせがありました。うちの子どもは積んでいなかったんですけど、今はそういうふうな通りがかった車両がドライブレコーダーを積んでいた場合、参考資料として警察のほうで求めているんだなあというふうに思いました。

また、ことしの4月に千葉県で保護者会の会長さんが9歳の女の子を殺害したというような事件もありました。遺棄現場が民家から離れた場所であって、防犯カメラがないところでしたので、その時間に付近を通行した車両などからドライブレコーダーの提示を求められ、複数の車両から被疑者がその時間に犯行現場を通ったとか、また女兒と接触していたとかの画像が提供されて、事件解決につながったということが報道されておりました。

最近の事件では、通り魔的な事件が多く、被害者と加害者、これと全く接点がないような事件も多く、こういった場合、防犯カメラがよく事件解決に使われるわけですけど、こういう民家がそうないようなところで起きた事案については、こういう防犯カメラということは期待もできませんし、しかし、ドライブレコーダーなら、付近の車がもしちょうど走っていれば事件の解決にもつながる可能性もありますし、また防犯にも役立つんじゃないかなというふうに思っております。

市内をよく走行されておる公用車にドライブレコーダーを設置してはどうかと思いますけど、市のお考えをお聞きします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を総務部長に求めます。

総務部長 畑中和徳君。

○総務部長（畑中和徳君）

それでは、ドライブレコーダーを設置する御質問につきまして御回答させていただきます。

ドライブレコーダーは、今、議員が申しましたように、交通事故や防犯が発生した際に、自己責任の明確化やその関係者、関係車両の特定につながる場合がございますことから、防犯対策としても非常に有効であると認識しております。

また、公用車に設置することにより、職員の自己防衛や安全意識の高揚に効果があるため、近年、多くの自治体が公用車へのドライブレコーダーの導入を進めておるところでございます。

本市におきましては、現在、除雪車などの特殊車両を除きますと、乗用車、マイクロバス合わせまして112台の車両を保有しております。設置済みの車両はございませんが、今年度、更新します

行政バスに初めて導入をしていく予定をしておるところでございます。

本市におきましても、公用車による事故が多く発生しておる状況を踏まえますと、早急な対策が必要であり、公用車による事故防止の徹底を図るとともに、地域の防犯対策としても有効であります。ドライブレコーダーを特殊車両を除きます全車両に導入していく必要があると考えているところでございます。

しかしながら、ドライブレコーダーには、映像とか音声等が記録されることとなりますので、個人情報や、当然プライバシーの保護といった対策も必要となってくるわけでございます。ドライブレコーダーの効果的かつ適正な管理運用を図るために、その取り扱いに関する要綱、規定等を策定した上で、早期にドライブレコーダーの公用車への導入を図ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

まあまあ前向きに検討してもらえというふうにお聞きしたと思っております。

先週、岐阜市消防本部に議員の視察でお邪魔しましたけど、消防車両にはドライブレコーダーがついていて、署員の方が嫌がっているというような話もされておりました。今、部長がおっしゃられるように、中の会話も録音されますし、そういうことが嫌なんだろうなというふうに思っておりますけど、ドライブレコーダーに記録された画像、音声を見るのは何かあったときだけですので、それほど負担にならないかなというふうに考えております。

また先日、高速道路で対向車線から乗用車が観光バスに突っ込むというような事故があり、ドライブレコーダーの映像が即座にテレビで公表されておりました。ああいったことから、道路の構造の問題点まで指摘されるようなことも報道されておりましたし、事故の危険箇所の見直しなんかも使われるんじゃないかなと思っておりますので、ぜひよろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、3番目のPR動画についてお聞きしたいと思います。

昨日も市のPR動画についての御質問がありましたけど、今はインターネット動画投稿サイトで世界的に情報を発信、PRできる時代になりました。本巣市でも28年度にインターネット動画投稿サイトにおいて、公式チャンネル、公式アカウントを取得し、PR動画を作成、公開するというところで、7万4,000円の予算を組んでおられました。

県内でも関市の「刃物のない暮らし」とか、郡上八幡市では、これは公式ではないんですけど、さくらももこさんが書かれたアニメが全国的に有名になったということもあり、市町村のPRにつながっているものと思っております。

しかしながら、こういった全国的に話題になったヒット作というか、そういうのは市の知名度も上がりますけど、ネットは賞味期限も短いですから、いつまでも同じ動画というわけにはいかず、これからもヒットを打ち続けるのは大変だなということも思っております。

それに、市外の人に見てもらおうか、市内の人に見てもらおうかによって載せる動画も違ってくるのではないかなというふうに思っております。本巢市は、当初からCCNetの「こちらは本巢市情報局」の情報を載せる計画であり、本巢市の生活・文化を紹介することに重点を置いた動画を載せているのかなというふうに思っています。まずはそれでいいというふうに思っておりますけど、5月中旬に私が拝見したときには、2本の動画が上がっておりまして、どちらも視聴数が、アカウント数が10ちょっとしかありませんでした。しかも動画を載せているインターネット動画投稿サイトユーチューブに載せているんですけど、そこで「本巢市」と検索しても、なかなか出てこないんですね。一番初めのページに20個表示されるんですけど、それに出てこない。せっかく公式アカウント、公式チャンネルをとられましたけど、見てもらわなければ余り意味がないんじゃないかなというふうに思っております。まずこういった視聴数をふやす工夫について何かお考えがあればお聞きます。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えをいたします。

現在、ケーブルテレビにより放映しております市の行政情報番組「こちら本巢情報局」の番組のコーナーの一つであります市政トピックスの映像を切り出し、インターネット上の動画投稿サイトユーチューブによる動画配信をことしの3月からスタートしたところでございます。

ユーチューブを活用することによりまして、ケーブルテレビに加入の市民の方だけでなく、市内外のより多くの方に本巢市の魅力を発信することが可能となるものでございます。

視聴数につきましては、現在のところ開設後間もないこともあり、議員御指摘のとおり、多くはございません。議員が申されましたように、視聴数をふやすことが市のPRにつながることは間違いないことであります。そのためには、発信する内容を魅力あるものにしていくことは何よりも重要なことでございますが、視聴数をふやすためにも、今後は市のホームページやSNSなどを活用し、この動画配信の認知度を高めていくこととあわせ、ユーチューブの動画を検索する場合にヒットされやすいキーワード、タイトルや説明書きに使用するなど、視聴数をふやすためのこうしたテクニックをうまく活用し、視聴数の増を図り、市のPRにつなげてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございました。

今、キーワードをつければヒットしやすくなるというようなお話もありましたけど、例えば「本

巢市」「公式」と2項目入れると、本巢市の公式チャンネルがトップに表示されます。でもなかなか「公式」とまで入れて検索してくれる人は少ないと思いますので、本巢市だけで上位に表示されるといいなというふうに思っております。

ちなみに岐阜県下42市町村でユーチューブに公式チャンネルを持っているのは14市町、そのうちトップファイブにその市町が表示されるのは8市町あって、ヤフー検索やグーグル検索で「本巢市」と検索しますと、一番最初に市のホームページが出てくるものですから、同じようにユーチューブでも上位に表示されるには何かしら手段があると思いますので、また今後とも調査・研究してほしいなというふうに思っております。

それで、今後ですけど、CCNetの「こちら本巢市情報局」を継続して載っていくのもPRの一環となると思っておりますし、既に今年度はたしか5本上がっていると思っております。また、今年度は地域おこし協力隊が根尾を紹介する映画を撮る計画があって、これの配信方法というか、それがまだ決定していないというふうにもお聞きしております。

予算書を見ると、昨年度も一括で載っております、動画についての予算は新規事業の説明でわかったわけですけど、今年度も予算書が一括で上がっているため、継続してやっていかれるのかどうかもなかなかわかりにくいところがあります。今後とも動画を配信していくのか、いくのなら、どのような動画を載せていく予定があるのか、お聞きします。

○議長（上谷政明君）

3項目めの2点についての質問についての答弁を企画部長に求めます。

企画部長 大野一彦君。

○企画部長（大野一彦君）

それでは、お答えいたします。

まず今年度の予算の関係でございますが、今年度も「こちら本巢情報局」の中の市政トピックス、こちらの画像を切り出す費用といたしまして7万4,000円、これは昨年と同額でございますけれども、予算措置をさせていただいており、今後もこの市政トピックスにつきましては、市の情報発信の一つのツールとして引き続き配信をしまいたいというふうに考えております。

それと、これらの番組に加えまして、先ほど議員からもお話のありましたように、ことしは根尾地域で活動しております地域おこし協力隊員が今年度制作を予定しております根尾を舞台とした映画、こういった映画もこのユーチューブで流して上映し、本巢市のPRにつなげていきたいというふうに思っております。

またこれ以外にも、できるだけ多くのPRのできる動画、こういったものを担当課、各課とも協力をいただきながら、こういった動画を積極的に配信をしまいたいなというふうに思っております。以上でございます。

〔1番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

堀部好秀君。

○1番（堀部好秀君）

ありがとうございます。

動画を配信するところがユーチューブですので、せっかく公式チャンネルもとられたことですし、製作費はかかってもネットに上げる料金は無料ですので、どんどん活用してほしいなあということをお願いしまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（上谷政明君）

それでは、暫時休憩します。55分まで15分間休憩をお願いします。

午前10時39分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（上谷政明君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

続きまして、3番 鏑本規之君の発言を許します。

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

どうも最後の質問者ということでございますけれども、何となく今回の6月議会は、議員各位が病気のために人数が少なくなっております。その中の寂しいような議会の中で、また最後の質問者ということでございますけれども、今まで質問の中でいろいろと聞いたところ、どうも市長さんの答弁が非常に少なかったというような思いもしておりますので、市長さんにまず最初にお伺いをしようかなというふうに思っております。

質問の内容は、根尾川の河川敷にサイクリングロードを整備してはどうかということの質問なんですけれども、このことにおいては、提案型の質問でございます。それに先立って、有志の市民の方たちと、また同じ思いを持っておる議員の人たちと東京のほうに、このサイクリングロードを河川敷につくりたいけれども、もし市長さんがその気になったときには御協力をお願いしたいということで、地元の国会議員の先生、またそういうことに理解の深い新潟の代議士の方たち、それと愛知県の文部科学省系統に強い代議士の先生、また国交省の問題でもありますので、公明党の先生にもお願いをしてきたところであります。

その先生たちの反応、お答えは、市長さんがその気になったときには遠慮なしに言ってくださいと、微力ながらお力をおかしますというような御回答をいただいて、市民の方とともども喜んで新幹線に乗って帰ってきたような次第であります。

その中で、陳情の成果が本当にあらわれるか否かは市長さんの判断一つでございますので、前向きな回答をいただけるといいなという思いを胸に秘めながら、一般質問をしたいと思っております。

この自転車というものが私も余りよく知らなかったんですけれども、このごろ根尾やら、また私も漁業組合の組合長をしておる関係上、川の内容とか、また堤防を走るときにサイクリング車というちょっと格好のいい自転車に乗っておる人たちを多く見かけます。

そういうことに興味のある人に少しお尋ねしたところ、すごくこの競技というのか、これが今はやっていますよと。自転車は高いのになると50万から100万ぐらいするという話も聞いておりますけれども、非常に自転車そのものが手に入らないぐらい今ははやっていますよというようなことでした。

またそういうことを趣味としてやっておる人に聞きますと、大きな大会等々もありまして、すごく大きなイベントとして多くの人が集まりますよというようなことも聞いております。

そういうことを鑑みますと、根尾川の河川敷にそういうサイクリングロードをつくってもらえると、本巢市の宣伝にもなるし、市民の健康、また安全にもつながるだろうという思いをしております。

また、根尾川の河川敷もきちんと整備をされるだろうという思いもしておりますし、またきれいな根尾川に戻れば、私、漁業組合の組合長としても非常にありがたいことだというふうに思っております。

また河川敷は、初めて漁業組合の組合長として川の中を歩いたりかえたりしたときに、河川敷の広さというものにびっくりしたわけです。この河川敷を有効に使わなければもったいないような気もしております。何せ土地を買うお金も要りませんので、経費そのものも安く済むんだろうという思いをしております。そのような思いがありますけれども、市長さんがその気にならなければだめだろうという思いもしております。

瑞穂市で一遍このような計画がなされましたけれども、どういう形か知りませんが、頓挫した覚えもしております。瑞穂の市長さんも、そういうことは大いに進めるべきだというような御支援もいただいておりますので、市長さんのお考えをお伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を市長に求めます。

市長 藤原勉君。

○市長（藤原 勉君）

それでは、御質問にお答え申し上げたいと思います。

大変深い配慮で、今議会、私の答弁が少なかったと。きょうはしょっぱなに御答弁を求められたということで、本議会では初めてこの前に立って、一般質問の答弁をさせていただく。今まではこちらのほうで答弁をさせていただきましたけれども、きょうは初めて壇上で答弁させていただくと、大変御配慮に感謝申し上げますところでございます。

このサイクリングロードの話は、今御質問がございました。昨日も船渡議員から自転車の専用道路というお話もございました。近年、自転車を活用する方々が多くなっておりますし、また自転車を使った大会とか、いろんなものがあちこちでも行われてもおりますし、先ほど質問の中にもございますように、市内の中には、本当にオリンピックのメダリストも出ているような高校もありまして、大変自転車への関心というのは、私どもも高い関心を持って見ているところでもございます。

そういったことで、お話しございました根尾川の河川敷にサイクリングロードをつくってはどうか

かという御提案でございます。

重複いたしますけれども、少しお話しさせていただきたいと思います。

近年、健康の増進を図るということで、昨日もお話がありましたように、環境への貢献も高いというようなことから、自転車を使うということが多くなっておりまして、ツーリングをしている姿というのは大変多く見られる状況になっております。市内におきましても、岐阜第一高校の卒業生がオリンピックでメダリストになったというようなこともありまして、大変優秀な成績をおさめている、そういった学校もございます。

また、本巣市も自転車というのにかねてから大変関心を持っておりまして、今、広域連携事業を実施しております西美濃夢源回廊協議会、ここの観光戦略事業でございます西美濃サイクルツーリズムというのも一緒に広域連携の事業でやっておるわけでございますけれども、道の駅織部の里もとすを起点とした周遊ルートを使ったサイクルツーリズムというのもやっているところでもございます。

そういったことから、サイクリングロードの整備というのは、大変関心を持って、ぜひそういう方向でできれば、これからも考えていきたいなというふうに思っております。特にサイクリングロードの整備というのは、先ほど来ちょっとお話が出ましたけれども、既に長良川のほうでは整備をされているという状況でございます。ぜひそういった長良川で整備されているようなものを根尾川、揖斐川のほうでやるということになれば、同じように、長良川と同じような河川の整備が必要になってくるということになります。となりますと、高水敷をつくっていただくということが第一条件になろうかと思っております。

現在、根尾川におきましては、ごらんのように、ずうっと木が繁茂しておりまして、雑草、木々等がずうっとあって、それからまたこういった長良川で整備されているような高水敷というのが整備されておられません。ということで、ぜひこういうものを具体化しようとするれば、高水敷の整備というのが必要になってくると思っております。また、この高水敷を整備するというのを市が河川の占用許可をいただいて市でやるというようなことはできません。一部公園のような格好で占用許可を使っているようなことはございますけれども、ずうっと長区間にわたって高水敷を市で整備するというのはなかなかできませんので、国が今現在、揖斐川の下の方からずうっと順番に木を伐採する事業をずうっとやっていただいていますけれども、これがやがてはずうっと北のほうまで上ってくると思います。その木を伐採した後をうまく高水敷を整備していただいて、また河川内の砂利の採取だとかをやっていただきながら、砂利なども取っていただきながら、水位を少し下げさせていただくようなことをやりながら、高水敷をずうっと整備していただけるということであれば、そこを利用させていただいて、ツーリングできるサイクリングロードができるんじゃないだろうかというふうに思っております。

それとあわせて、そのときにコースをつくるかということがありますがけれども、そういった費用、またつくった後の管理費用と、そういう経費の問題もありますけれども、まずは高水敷をじっくりとやっていただけるようなことをやりながら、そこにあわせてサイクリングロードの整備というの

もぜひ検討していきたいというふうに思っております。これができることによりまして、市民の憩いの場とか観光資源の一つと、先ほど来お話ししておりますようなサイクルツーリズムなどにも活用できるということでもございますので、ぜひそういう方向で検討を進めていきたいというふうに思っております。

いずれにいたしましても、ぜひこの事業の推進に当たっては、引き続きの御支援、御協力をいただきながら、また国・県の御支援をいただきながら整備を進めていくということと一緒に進めていきたいと思っておりますので、引き続きの御支援、御協力をお願い申し上げまして、サイクリングロードの整備についての答弁とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

河川にサイクリングロードをつくるというのに対して、川の中ですから、当然大水が出たときには水の中に入るということは大前提の中でつくっていくということで、私のほうでは勝手に計画もして、予算も大体出しました。大体5億から6億あれば約6キロ、7キロぐらいの道路ができるなあというふうに思っております。

それは作業道というのか、今、堤防を守るための作業道というのがありまして、そこには自然にできた道路みたいなのができております。そういうものを利用すれば経費も安く済むし、もともと水の中にくぐるということを前提に物を考えれば、そう難しいことではないだろうというふうに思っております。市長さんにおいても、そのことがわかっての答弁だろうというふうに解釈をして、近々できるかなという期待を持って、次の質問に移りたいと思っております。

次の質問は、入札等に関することでございます。

昨年の10月ごろ、談合の話が発覚をしまして、残念ながら本巢市の中で出たということなんですけれども、そのことも踏まえて、それから以後の入札等々についてお伺いをしたいと思っております。

高橋設備を初めとする談合に加わった業者6社の4カ月の入札指名停止が明けた後の入札状況についてお伺いをしたいと思っております。

少し問題の発言になるといけませんので、余り得意ではありませんけれども、文章を読みながらやらさせていただきます。

談合の話が発覚して、指名停止処分等々が行われ、またその後、結果としてこの3月ごろに明けたわけなんですけれども、その前、その後について、市民の方からいろいろな疑問や質問が私のところに寄せられております。その中において、入札の責任者である副市長さんにお尋ねをしたいと思っております。残念ながら市民の方たちからお預かりした大切なお金を、不当な行為によって搾取しようとする犯罪行為に当たるような談合が残念ながら、この本巢市の業者間で行われてしまいました。その6社に対して、市は4カ月の指名停止処分をされましたけれども、ことしの3月に処

分が解除され、今、解除された6社は入札に参加されておられます。談合に加わった業者の入札状況についてお尋ねをします。

まず1番目に、高橋設備を初めとする談合に加わった6社がこの3年間の間に、談合が発覚する前の3年間の落札した工事総金額、また談合が発覚する前の落札した工事予定価格の何%で落札されたのか、この2点についてお伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

2項目めの1点についての質問に対しての答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、お答えをさせていただきます。

昨年度、入札参加資格停止措置を講じました市内業者6社が平成26年度以降3年間に落札しました総落札金額とその平均落札率についてということでございますが、平成26年度から平成28年9月までの3年間における6社の指名競争入札案件の落札件数は29件ございまして、その総落札金額は1億2,581万円でございます。また、落札率の平均につきましては95.11%というふうになっております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

指名停止処分が解除された6社が指名入札に参加され、その後から入札が行われているんですけども、3件落札されておられます。その落札された工事予定価格が何%で落札されたのか、お尋ねをいたします。

また、談合が発覚してからの入札が十二、三件あったかと思えますけれども、その十二、三件あった工事の落札率等々がわかりましたらお願いをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問に対する答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

入札参加資格停止措置解除後の入札案件の平均落札率についてということでお答えをさせていただきます。

資格停止措置の解除後に当該業者が落札をいたしました指名競争入札案件は、お話にございましたように、平成29年度に3件ございます。またその3件の落札率の平均につきましては68.87%というものでございます。また、それ以降の6社を含めました工事につきましては、昨年9月以降で14件ございまして、入札率の平均につきましては72.74%というふうになっております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

14件ということでしたけれども、その14件の中に特殊な案件が3件あったかと思っております。その特殊な案件は95%近い落札率だったと思っております。これはやむを得ないかなという数字であったと思っております。そのパーセンテージ3件を引くと、私の計算では平均落札率は66%近くに下がるかと思っております。このような形で談合が発覚する前と談合が発覚した後の入札のパーセンテージが大きく変わっております。

その中で改めて質問をさせていただきます。

談合発覚前に入札については、工事予定価格の95%で落札をされていましたが、談合が発覚し、指名停止処分が明けた後の入札については、3件のものを除けば約66%ぐらいになったかと思っております。私の計算ではそうなっております。同じような工事で、工事落札価格が談合発覚前と後では、何と約30%近くも下がっています。この30%の差について、工事を発注する側としての御意見をお伺いいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問に対する答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、お答えをさせていただきます。

入札参加資格停止措置前後の落札率の違いに関しまして、市としての考えということでございますが、さきにお答えをいたしましたとおり、入札参加資格停止措置の対象となった事業者が落札をした工事の過去3年間の平均落札率につきましては、先ほど申しましたが95.11%ということでございます。また、資格停止措置解除後の工事につきましては3件、対象工事については3件ということでございますが、水道施設工事が1件で落札率は62.05%、管工事2件で、平均落札率が72.27%ということございまして、3件の平均落札率は68.87%ということでございます。落札率につきましては、各事業者の工事の受注状況やその経営状況によりまして変動するものというふうに考えておりますが、資格停止措置解除後の落札率の低下につきましては、水道施設工事の資格を有する土木事業者を加えて選定する不正行為等の防止対策によるものであることも一つの理由ではないかというふうに考えております。以上でございます。

[3番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

要するに、談合が発覚する前と後との差が約30%近くあるということは、これはどういう理由に

つけ異常であるというふうに思っております。

市民にとっては、約1億2,500万の仕事を3割高く買い物をさせられている。金額にすると約3,500万ぐらいの高い買い物をさせられているというような感覚になるかと思っております。

そのような談合発覚前と発覚後との入札率の低さ、30%の差というものは、本当に少し考えなければいけないなという思いをしております。

その中で、さきの3月の私の一般質問で、副市長さんは、談合防止策として、談合に加わらなかった業者を数社指名業者として今後指名入札に参加させる旨の答弁をされておられますが、先ほど言われた談合に参加された、落とされた3件の案件について、その中の2件の案件について、副市長さんが答弁した談合に加わらなかった。そういう業者を数社指名しますよということが実行されていない案件が2件ありました。

どうして答弁された、談合に加わらなかった業者を2社以上入れるような案件にして入札をされなかったのか、答弁が実行されなかった理由についてお尋ねをいたします。

○議長（上谷政明君）

2項目めの第4点目の質問だと思いますが、ただいまの質問についての答弁を副市長に求めます。
副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、お答えをいたします。

入札に係る不正行為等の防止対策の実施についてということでお答えをさせていただきたいと思いますが、昨年の不正行為が行われました案件は、市道に上水道管を埋設する水道施設工事でした。このため、3月議会の一般質問におきまして、不正行為の防止対策として、工種が水道施設工事の業者選定におきましては、水道施設工事の資格を有する土木業者を工事案件ごとに複数社加えて選定をさせていただくというふうにお答えさせていただいたところでございます。

今回、資格停止措置解除後に今年度発注いたしました3件のうち1件につきましては、水道施設工事でございますが、不正行為の防止対策として、水道事業者に土木事業者2社を加えて業者選定をして発注をさせていただいております。

また、今御質問のほかの2件につきましては、各宅内におきまして、水道の量水器を取りかえる工事でございますが、工種が管工事であり、昨年度まで通常示しておりました管工事として発注し、また市の給水条例等により給水措置工事につきましては、市の指定給水措置工事事業者が施工するというようにされておりますので、その登録と実績のある事業者を業者として選定したものでございます。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

最初の1件、61%で落札されたものにおいては、落とした人がたまたま談合に参加された人だっ

たんですけれども、あとの2件については、そのときの61%で落とした落札のときは、建設関係の人や談合に加わらなかった人が相当数指名されておられました。その中での落札ということで、反省の色もあったのかもしれませんが、非常に低い61%という落札率だったとっております。

けれども、2件においては、談合に加わった人ばかりとは言いませんが、それに近い人たちが入っておられました。今の答弁によりますと、水道の給水工事ですか。市の別の資格を持った業者で選定した結果、談合に加わらなかった人がいなかったような答弁なんですけれども、私が聞いたところによりますと、この資格を持っている人は、建設関係の人も含めて、五、六社あるように聞いております。その人たちをなぜ今回の2件について、そこに指名しなかったのか、その理由についてお伺いをいたします。

また偶然か否か、その談合に加わった方たちが多く入っている案件については、本巢市の市会議員である高橋勝美議員が、つい最近まで会長を務めておられました高橋設備が2件とも落としておられます。落札率は71%と73%と記憶しております。前の1件よりも10%も高い落札率となっております。このような結果になったことについて、私としては、何か便宜を図ったのではないかなど。ガチンコの勝負を避けるために便宜を図ったのではないのかなと思うし、また今はやりの国会でもよく議論されておりますそんなくがあったのではないかなというような思いもしております。

その2点についてお伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの再質問に対する答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、お答えをさせていただきます。

先ほど申しましたが、指名につきましては、工種が管工事であるということで指名をさせていただいております。当該量水器の取りかえ工事につきましては、基準により6社を指名しておりますが、指定給水装置工事事業者につきましては、真正地域で3社、糸貫で4社、本巢地域1社と合計8社ございまして、そのうち施工場所が糸貫地域、真正地域であり、地域性を考慮しながら、8社のうち6社をそれぞれ指名したものでございます。

また、そんなくがあったのではないかなというようなことでございますが、対象工事につきましては、今申し上げましたとおり、工種が異なることから指名したものでございまして、指名競争入札におきましては、市の要綱や基準を設置して、透明性、公平性の確保に努めながら、入札参加資格の平等性に努めておるところでございます。また市内業者につきましては、市内の緊急修繕、また災害が発生した場合の緊急出動、また除雪作業等に御協力をいただいております。入札の実施に当たりましては、市内業者の受注機会の確保をするため、地元業者を優先的に配慮しているところでもございます。こうしたことも含めまして、今後入札につきましても検討していきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

ここに入札の情報ということで資料があります。水道管のメーターの取りかえという工事だっただと思っております。この工事をするのに、本巣市の指名業者の中に資格を有する人が8社しかいないというふうに聞こえたんですけども、私の聞き間違いか否か。私の聞いたところでは、その倍近くいるというふうに聞いております。ただ、経験があるかないかということは別として、資格を有する人は、今言われる8社掛ける2ぐらいあるというふうに聞いておりますが、いま一度、お伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

2回目の再質問に対する答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

先ほど申し上げましたが、工種が管工種につきましては8社ということでございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

それじゃあ、わかりやすく聞きますわ。ここにあるんですね。

この工事について、8社しか指名する人がいないんですかと、資格を有する人がいないんですかと聞いている。私が知り得る情報では、もっとたくさんいると聞いているんです。聞いた人がうそを言っているのか、副市長さんがうそを言っているのか、どっちなんですか。議長においては、そのことについては何回議論しても仕方ないので、きちんとした説明をするように求めます。

○議長（上谷政明君）

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

管工事につきましては8社ということでございまして、そのほかの土木業者で資格を持っておるといふところもございます。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

ですから、私の質問は、そういう人たちをなぜ今回入れなくて、談合に加わった人のみとは言いませんが、1社違いますから。その人たちを入れたんですかと。答弁においては、談合に参加しなかった建設業界の人たちも含めて、そういう人たちを2社以上入札に参加させると、この場で副市

長さんが言ったんじゃないんですか。この場で言ったということは、私に対する説明ではなく、C C N e t で流れる本巢市の市民に約束したことなの。どうしてそのことが守られなかったのか、その理由を聞いているんです。3,000万も4,000万も高い買い物をされた市民の方、一人一人が納得できるような説明をお願いいたします。

○議長（上谷政明君）

4回目の再質問ですので、お答えについてはきちっと答えてください。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

先ほども申し上げましたが、3月にお答えいたしました内容につきましては、工種が水道施設工事については土木業者を入れて指名をするということをお答えさせていただいたわけでございます。

今回につきましても、水道施設工事につきましては、土木業者を含めて指名をしております。

工種が管工事につきましては、今までどおりの指名の方法を行ったということでございますので、御理解をいただきたいと思っております。以上です。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

何遍言っても、やっちゃったことは仕方がない。この内容とこの結果を見れば、市民の方がどう思うかなんです。一人一人の名前を言うと角が立ちますけれども、そして偶然か否かそれを落とした人が元会長職をしていた。これは市会議員が会長職です。その業者が落としたということについて、市民の方たち、C C N e t で流れる、また後ろで傍聴している人たちがどう思うかなんです。到底納得のできるような私は説明じゃないというふうに思っております。

露骨な言い方をすると、談合をしてくださいよと言っているようなものに聞こえます。ただ、再質問はできませんので、次の質問に移ります。

談合防止を講じ、その結果、何もなかったと思っておりますけれども、副市長さんが言った談合防止策を講じ、その結果についてと今後の対応についてお伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

2項目めの第5点についての質問に対する答弁を副市長に求めます。

副市長 石川博紀君。

○副市長（石川博紀君）

それでは、お答えをいたします。

資格停止措置解除後の入札結果につきましては、低い落札率となり、今回行っております不正行為等の防止対策によることも一つの理由ではないかというふうに考えております。

また今後につきましては、水道施設工事の発注は当面不正行為等の防止対策を継続していくとともに、管工事につきましても、その実績のある土木業者を加えて選定することを検討していきたい

というふうに思いますので、よろしくをお願いします。

[3番議員挙手]

○議長（上谷政明君）

鏝本規之君。

○3番（鏝本規之君）

どういうふうな形であれ、結果としては約30%の経費の削減につながったということなんです。裏を返せば、3年間、談合していた疑いが大いにあるということなんだ。この談合していたという疑いがある行為において、今後そういうことがなされないように、内部告発がなければ何もできないじゃなくして、この入札結果等々を見ながら、厳しい目で見ることによって、市民の方から預かった大切なお金を有効に使える。3年間で約3,500万ものお金が談合によって高い入札になったというようにもしたとするなら、その3,500万をもっともっというろんな形で有効に使えたんじゃないかなという思いをしております。

今回、学校の先生たちの時間等々についての質問が多々ありました。そういう人たちの学校の先生の時間を短縮するために、いろんな形でそのお金が使えたかと思っております。市民から預かった大事なお金をもう少し有効に使えるように、目を光らせて、談合が行われているか否か、この入札結果を見ながらよく判断をして、今後の対応に当たっていただきたいと思っております。

あとは何を言ってもだめだろうと思っておりますので、次の質問に移ります。

次の質問は、非常にやわらかい質問でございます。

何せ幼稚園の食事についてでございますので。幼稚園の食事について、前にも質問したかと思うんですけども、私も1歳から3歳、5歳の孫と一緒に食事をしております。同じ食事がもし出てきたら、おい、ちょっとこら待てと言いたくなりますし、多分私の性格ですから、言うだろうと思っております。

そういう思いの中で、幼稚園に通わせる父兄の方たちから、1歳から5歳までの幼稚園の給食が同じような給食というのはいかがというような御指摘等々をいただいております。私もなるほどなあとというふうに思っております。

私も孫ができなければそういうことは余り関心はなかったかと思っておりますけれども、非常にそういうことが耳に入るようになりましたし、私も関心を持っております。

そのようなことで、幼稚園の給食についての現状と、もう少しきめ細かな対応ができないかということをお尋ねいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を健康福祉部長に求めます。

健康福祉部長 久富和浩君。

○健康福祉部長（久富和浩君）

それでは、幼児園の給食についてお答えをさせていただきます。

乳幼児期の食事につきましては、食を営む力の基礎を培い、体だけではなく、心の健やかな成長、

発達にも大きな影響を与えるなど、給食は大変重要であると考えております。

現在、本巢市の幼児園の給食は、市内の学校給食センターで食事の量、カロリー、味つけを幼児園用に調整し、調理された給食を提供しております。

また、3歳未満児への給食につきましては、給食センターから搬入された給食を保育士が幼児の個別状況に合わせ、食べやすい大きさに刻んだり潰したりするなど、園児が食べやすいように工夫いたしまして、提供させていただいているところでございます。

議員御指摘のとおり、幼児園の給食を細かく分けることは、現在の状況におきましては対応することが難しく、施設の改修や人材の確保が必要であると考えております。

また、近年、子育て支援はさまざまな形で行うことを求められております中、保護者の食に対する考え方や意見も変化してきておりますことから、今後、他市町の状況を参考にしながら、きめ細やかな給食の提供について検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

幼児園の給食について、今早急に直すことは難しいだろうということは私もわかっております。けれども、食というものは大切なものであります。きめ細かな配慮、今も答弁の中にあつたように、人材確保が必要だろうという思いは答弁の中にありました。人材イコール人件費ということになりますので、その配慮は市長さんが行えば済むことだろうというふうに思っております。予算の中にそれを組み込んでいただければ、議員の中で反対する人はいないだろうという思いをしておりますので、少し談合の話をきちんと見守れば、そのぐらいの費用は出るかと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

次に移ります。

たまたま新聞を読んでおりましたら、今と同じような給食の話になるんですが、学校の先生が、うちで子どもと一緒に食事をする先生が非常に少ない。3人に1人もいないというような記事が載っておりました。1週間の労働時間が60時間というようなことも書かれておりました。そのようなことを含めて、もしそれが本巢市も同じようだとすると、天下の一大事とまでは言いませんけれども、少し問題があるかなという思いをしております。他の議員もこのことについては聞かれておりますけれども、私は違った観点からお聞きをしたいと思っております。

本巢市の先生たちの思い、また現実について教育長にお伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの質問についての答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

本市の教員の勤務時間の現状、特に食事の観点からの現状についてお答えをさせていただきます。

今までの答弁でお答えをしましりましたとおり、教員の勤務時間の平均は、小学校は10時間17分、中学校は10時間43分となります。このことから、平均の学校の退校時刻は午後7時から午後8時と推測され、家族と一緒に食事ができていない状況もあると感じ取っています。平日、家庭へ持ち帰っていった仕事の時間も、平均で小学校29分、中学校22分であり、教員の家族団らんの時間確保も心配される場所です。

特に食を通した会話は非常に大切であると捉えています。何度も申し上げましたが、学校の先生が毎日笑顔で明るく教壇に立つことは、子どもたちの心の安定ややる気を引き出す上でとても大切なことです。そのために、教員自身の家庭生活の安定も教員の心身の健康や勤務状況に大きく影響するものであり、教育委員会として十分配慮していかねばならないと考えています。

また、一人一人の教職員に対して、教員は絶えず研究と修養に努め、その職責の遂行に努めるという崇高な使命があることに加えて、家庭あつての仕事であることの認識を持たせ、家族とともに過ごす時間や自身の趣味や生きがいに充てる時間を確保するとともに、さらには自分が住む地域にも目を向けて、地域の一員として生きることなど、そういったことを啓発していきたいと考えております。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

さきの船渡議員の質問の中に、時間外の勤務時間2時間半、また2時間50分というようなことの答弁がありました。またその答弁の中に、教材をつくるのが37%ぐらいの確率であるというふう聞き取れました。時間にすると約1時間ぐらいがそれに費やすということでもあります。私のふるさと、私が受けた学校では、そういう教材をつくる専属の職員がおりました。先生の思いを、こういうふうにつくってください、こういうグラフをつくってください、こういうものをつくってくださいという、それに準じたものをつくってくれる職員がおられました。そういう授業を私は受けてきたわけなんです。多分ここにおられる議員の先生たち、また前におられる部長各位もそのような教育の中で今があるかと思っております。食育を教える先生が家庭で食事をしない、どうして食育を生徒に教えることができるのかなというふうに思っています。それには、いかにして学校における時間を減らしてあげるかなということが大事なんです。一番簡単なのは、今、教材をつくるのに約1時間ぐらいかかるというのなら、教材をつくってくれる職員を1人、2人、全部合わせてもそう大した人数じゃない、できると思います。そういうことができるのか否か、そういうことを考えているのか否か、お伺いをいたします。

○議長（上谷政明君）

ただいまの再質問に対する答弁を教育長に求めます。

教育長 川治秀輝君。

○教育長（川治秀輝君）

ただいま教材づくりのことについての御質問をいただきました。

先ほど教員は、絶えず研究と修養に努めると、そういう使命があると述べさせていただきましたが、その中心こそがやっぱり授業づくりであるというふうに捉えています。子どもたちにより授業を展開して、子どもたちに力をつけたいと、そう願う教員は、ここで手を抜くことは絶対ありません。また、ここでこそ時間をかけてこそ指導力が高まり、教員として磨かれていくというふうに捉えています。

さらには、子どもの実態というものがありますので、実態に応じて資料づくりも行っていますので、なかなかほかの人がかわって行うことができないということも現状としてはあります。

しかしながら、今、先生が御指摘いただいたのが、まさに本年度、教育委員会で採用しました理科専門指導員がまさにそれに当たります。担任の先生とともに、そういった教材をつくっていく。また、スタンダードな実験の部分は専門の力を生かしてつくっていくと。そういう発想は非常に大事だというふうに思っています。

今考えることは、教材ですので、教員の指導力アップ、教員の資質向上の面と勤務時間の縮減に係る両面を捉えることであるというふうに捉えますので、そういう視点で今後さらに導入できるものがあれば、そういったものを見定めながら考えていきたいというふうに思います。

〔3番議員挙手〕

○議長（上谷政明君）

鏑本規之君。

○3番（鏑本規之君）

私の母校、中学校のときでも1,800人の生徒がいた学校で私は卒業しました。自慢じゃありませんけれども、余り勉強はできませんでした。運動の1、2、1、2といますか、通信簿は1と2ばかりだったと思っておりますけれども、今、この場所に座っておる立場にいます。これも学校の先生の教育のおかげだろうというふうに感謝をしております。

私の提案としては、その教材をつくる人は、はっきり言って学校の先生、要するにOBに近い人を雇うことなんです。そして、先生の教育に対する思いをわかりやすい形にして生徒に教える、そういう教材をつくることなんです。そういうプロを、この本巢市だとすると、2人も雇えば何とかなるだろうというふうに思っております。

お金のかかることですが、2人雇っても年間に400万でも800万で済みます。談合を1つ見抜けば、そのぐらいの経費は浮くかと思っておりますので、市長におかれましては、きょうは余り市長に質問をしないようにしておりますけれども、よく考えて、今後の予算編成等々においてお願いをして、私の質問は終わります。以上。

散会の宣告

○議長（上谷政明君）

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

6月27日火曜日午前9時から本会議を開会しますので御参集ください。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさんでした。ありがとうございました。

午前11時52分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

